

## ○サービスの内容

詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

### ①障害児通所支援（児童福祉法）

| サービス名       | サービスの内容   |
|-------------|---|
| 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。                               |
| 医療型児童発達支援   | 児童発達支援及び治療を行います。  |
| 放課後等デイサービス  | 学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。                           |
| 保育所等訪問支援    | 集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行い、保育所の安定した利用を促進します。                                   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障害児等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、指導、知的技術の付与等の支援を実施します。 |

### ②障害児相談支援（児童福祉法）

| サービス名       | サービスの内容  |
|-------------|--|
| 障害児支援利用援助   | 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 |
| 継続障害児支援利用援助 | 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。                             |

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障がい児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。